高教組速報

2016年度
第５号
2016年10月26日

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL(095)827-5882
文責　馬場　隆

16確定交渉第1回交渉（10/25）

「超勤が多い学校に対しては、改善を図るよう引き続き指導」（県教委回答）

賃金面では人事委員会勧告どおり（月例給0.14%増、一時金0.1月増、扶養手当見直し）回答

高教組は 10 月 25 日、今年度の確定交渉の第 1 回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他 7 人が、県教委から池松教育長他 7 人が参加しました。

各職場から集約した重点要求署名　１４７０人分を教育長に手渡す

交渉の冒頭で高教組は、この日までに学校現場から集約した重点要求署名 1470 人分を第 1 次提出分として、池松教育長に手渡し、現場の教職員の要求の実現を求めました。その後に示された県教委の回答では、賃金については、10 月 7 日の人事委員会勧告のとおりに、国に準じた給料表の改定（引き上げの平均は行政職で 0.14 %）、ボーナスの 0.10 月増、扶養手当の見直し（来年度から配偶者にかかる手当の半減、子にかかる手当の増額）を回答し、長時間労働の是正にかかわっては「出退時刻調査において超勤が多い学校に対しては、改善を図るよう引き続き指導を行ってまいりたい」と回答しました。

超勤縮減にかかわって、「部下の健康を守るのは管理職の仕事」と教育長が回答

長時間労働の是正についての県教委回答をうけて高教組は、今年度最初の出退時刻調査の集計結果では、超勤をした職員の割合が前年同期より増えていることを指摘し、「県教委が、5 年後までに『月 100 時間を超える超勤を０にする』という数値目標を掲げているにもかかわらず、超勤を減らすという意識が現場の管理職まで浸透していない現れではないか」と追及しました。

これに対して教育長は、「月 100 時間を超える超勤というのは職員の健康管理上過重すぎる。部下の健康を守るのは管理職の仕事なので、現場の校長は個別に是正してもらわなければならない」「（部下の建康を守ることは）管理職員としての基本の基本」「校長が部下を観る際に、長く残っている人が優秀というような見方をしていれば、それは違う」「文科省もほっておけないと（長時間労働是正に向けた）通知を出している。私も責任を持ってとりくんでいきたい」などと回答しました。

こうした回答を受けて、次回以降、文科省の報告にも掲げられた「教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する」「教員の部活動における負担を大胆に軽減する」等の課題に対する方策について協議することを確認しました。

時間講師の報酬は、授業以外でも必要な業務には支給することを再確認

非常勤講師（時間講師）の待遇改善については、授業以外でも、問題作成や採点など学校が必要と認めた業務についても支給することを改めて確認し、県教委は、「そうなっていない事例があれば、個別に指導する」と回答しました。

高教組は、臨時的任用職員の賃金についても、同一労働・同一賃金をめざすという政府の方針からいっても改善を検討すべきと主張して、給与の上限を引き上げることなどを求めましたが、県教委は「（上限を）見直すのは厳しいと考えている」という回答にとどまりました。

確定交渉は11月21日(月)まで、あと3回の交渉があります。県教委の回答に対するご意見を高教組にお寄せください。

FAX：095－826－2976

労働条件を改善させるのは団結の力です　教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ